



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会阪神支部
広報委員 尾崎雄一郎

そもそも「103万円の壁」って何？

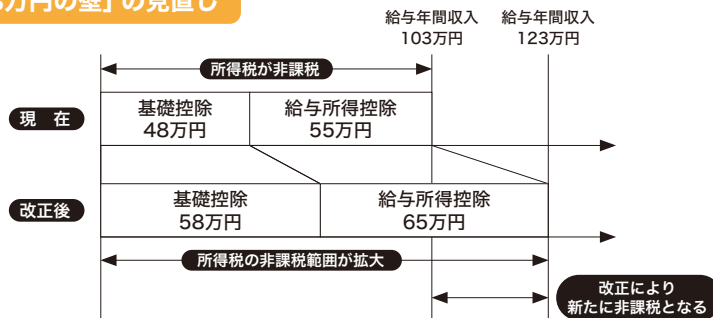
令和7（2025）年度税制改正において、「年収103万円の壁」の見直しが行われる見込みです。制度改正を理解するため、いま一度「年収103万円の壁」を確認しましょう。

基礎控除と給与所得控除が10万円引き上げに

令和6（2024）年までは、年収103万円以下の給与所得者（会社員、パート・アルバイト等）には所得税がかかりませんでした。「103万円」とは、基礎控除48万円と給与所得控除の最低保障額55万円を合わせた金額です。このことから、103万円が一つの区切り（壁）のように強調されており、実際、103万円を目安に就業調整をする人も少なくありません。

「令和7年度税制改正の大綱」によれば、基礎控除が58万円、給与所得控除が65万円と、それぞれ10万円引き上げられます。これにより、所得税の非課税の範囲が123万円までに拡大（一部の人を除く）し、働き方が変化すると考えられます。

「103万円の壁」の見直し



また、扶養控除の合計所得金額要件も見直されることとなります。子である学生は年収103万円以下が扶養控除の対象だったのが、令和7（2025）年以降は123万円以下まで引き上げられる見込みです。

「103万円の壁」の見直しは源泉徴収事務にも影響

「源泉徴収税額表」は、企業が従業員の給与や賞与から差し引く所得税額（源泉徴収税）を計算するために使用するもので、この表を基に給与額や扶養親族の数に応じた正確な税額を求めることができます。年末調整や給与計算における源泉徴収税額表の記載誤りに注意しましょう。

▶ 源泉徴収税額表の区分

源泉徴収税額表には「月額表」「日額表」「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」があり、給与等の支払い方法に応じて使い分けます。

▶ 源泉徴収税額表の使用欄

「扶養控除等申告書」の提出の有無等に応じて、源泉徴収税額表の「甲欄」「乙欄」「丙欄（日額表のみ）」を使用します。甲欄、乙欄を正しく使いましょう。その他、「令和7年度税制改正の大綱」も参考にしてください。

参考文献：「事務所通信2025年3月号」（TKC出版）

